利用料の規定等

R8.10.1 改定

●事務費・生活費は国の定めに基づいておりますので、今後変更することがあります。
●ご夫婦で入居される場合の事務費については、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、差引額の　2 分の１をそれぞれ個々の対象収入とします。また、この額（差引額の 2 分の１）が 150 万円以下の場合のご夫婦それぞれの事務費徴収額は、1 階層の額（10,000 円）から 30%減額した額とします。
◎下記の表の「対象収入」とは、前年の収入から租税･社会保険料･医療費（入居前の医療費は除く）などの必要経費を控除した後の収入になります。

1 ヶ月の合計入居費用は下記、①～④の合計額となります。
①サービスの提供に要する費用(事務費)　②生活費
③居住に要する費用(管理費)　④その他

対象収入	①サービスの提供に要する費用(事務費) 月の負担額	②生活費 月の負担額	③居住に要する費用(管理費) 月の負担額	合計
¥1,500,000以下	¥10,000	¥48,692 (食事代込) (水道代込)	¥21,850	¥80,542
	夫婦の場合 ¥7,000			¥77,542
¥1,500,001～¥1,600,000	¥13,000			¥83,542
¥1,600,001～¥1,700,000	¥16,000			¥86,542
¥1,700,001～¥1,800,000	¥19,000			¥89,542
¥1,800,001～¥1,900,000	¥22,000			¥92,542
¥1,900,001～¥2,000,000	¥25,000			¥95,542
¥2,000,001～¥2,100,000	¥30,000			¥100,542
¥2,100,001～¥2,200,000	¥35,000			¥105,542
¥2,200,001～¥2,300,000	¥40,000			¥110,542
¥2,300,001～¥2,400,000	¥45,000			¥115,542
¥2,400,001～¥2,500,000	¥50,000			¥120,542
¥2,500,001～¥2,600,000	¥57,000			¥127,542
¥2,600,001～¥2,700,000	¥64,000			¥134,542
¥2,700,001～¥2,800,000	¥67,700			¥138,242
¥2,800,001～¥2,900,000	¥67,700			¥138,242
¥2,900,001～¥3,000,000	¥67,700			¥138,242
¥3,000,001～¥3,100,000	¥67,700			¥138,242
¥3,100,001 以上	¥67,700			¥138,242

④その他
●居室内で使用された電気料金
●個人風呂利用料金　1 回当たり 400 円加算されます。
●行事食料金　季節の行事に合わせた食事が月約 1 回あります。1 食当たり 200 円加算されます。
●冬季加算料金　11 月から 3 月までの間は共用部分の暖房費として、1 ヶ月当たり 6,276 円が加算されます。

※入居一時金…入居時に一時金として 300,000 円をお預かりいたします。
（20 年均等償却で未経過分は返還します。入居一時金のお支払いが難しい方はご相談ください。）